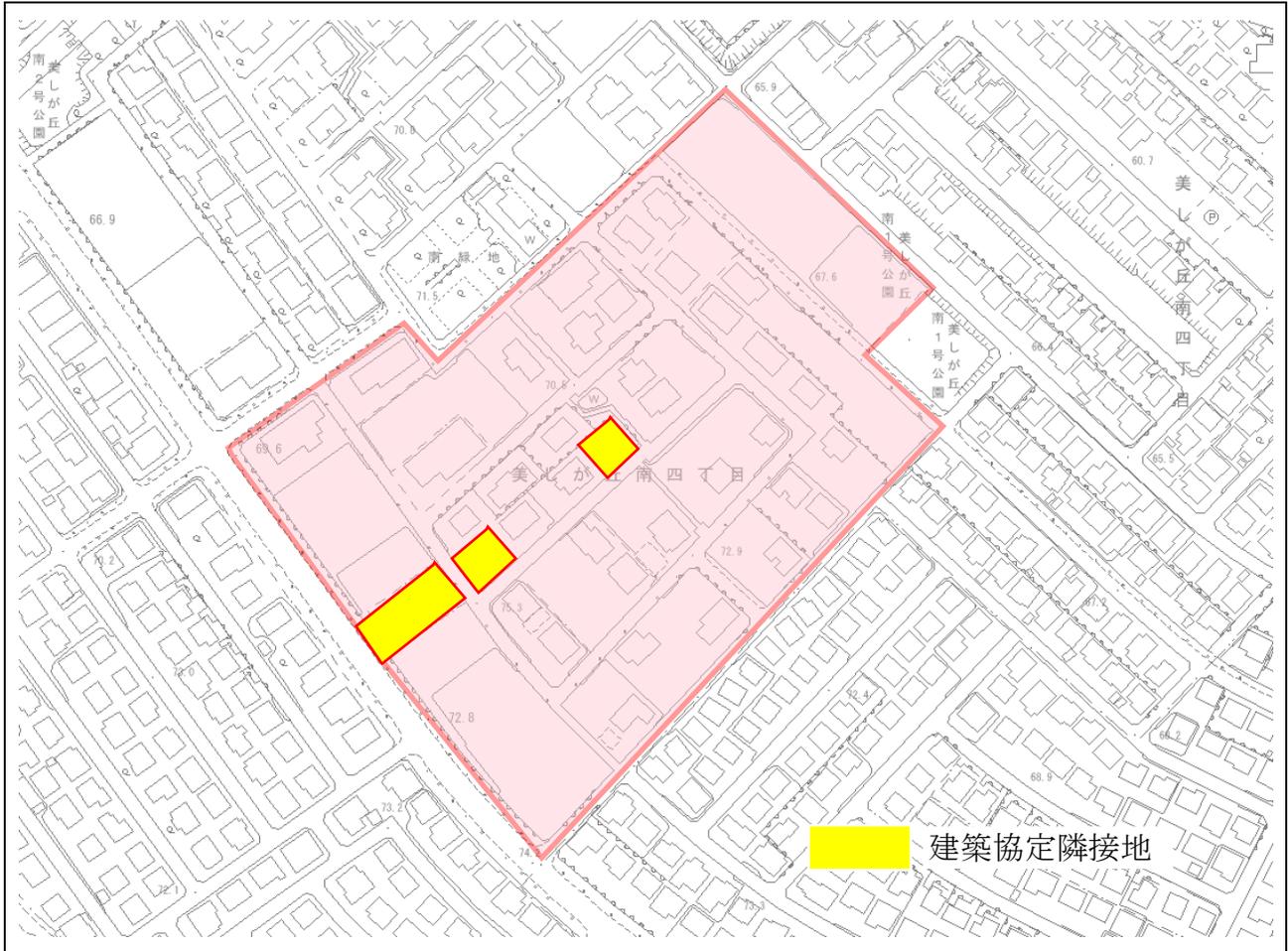


○美しが丘B地区建築協定区域図



※建築協定区域内に建築協定隣接地があります。

## ○建築協定の概要（美しが丘B地区建築協定書より抜粋）

（建築物等に関する基準）

第10条 協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態および建築設備は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- （1）建築物の用途は、一戸建て個人専用住宅（親族の2世帯が同居する住宅を含む。）とする。ただし、その建築物を住宅宿泊事業法（平成29年6月16日法律第65号）第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業（民泊）に使用してはならない。
- （2）敷地は、本協定の認可公告（以下「認可公告」という。）時の区画とし敷地の分割はできないものとする。
- （3）認可公告時の地盤面の変更はできないものとする。ただし、自動車車庫、玄関アプローチ、排水勾配を得るための切土、盛土についてはこの限りでない。
- （4）建築物の延べ面積は150㎡以上とする。ただし、第8条で定める建築協定区域隣接地が、本協定に加わる場合はこの限りでない。
- （5）道路境界線および隣地境界線と建築物の外壁または、これに代わる柱の面までの距離（以下「外壁後退距離」という。）は別添外壁後退距離図のとおりとする。
- （6）建築物の北側部分（別添図参照）を総2階建とすることはできないものとする。ただし、北側の総2階建となる外壁部分が外壁後退距離よりさらに1m以上後退した場合、または、総2階建となる部分が階段室および便所、洗面所で、北側に面する外壁の幅の合計が4m以内の場合は、この限りでない。
- （7）地階を除く階数は、2以下とする。
- （8）道路境界沿いは生垣とし、ブロックおよびコンクリート塀等は設置しないこと。
- （9）隣地境界沿いは原則として生垣を設ける。生垣は敷地レベルが高い宅地内に植える。敷地レベルが同一で隣地敷地内の境界沿いにすでに生垣がある場合は、双方の合意の上で新たな生垣の作成を省略してもよい。生垣の内側または生垣代わりの塀や柵等の設置、隣地境界付近への物置等の設置については、隣地所有者等と協議（高さ、形状、および素材等の詳細を含む。）の上、事前に承諾を得た場合に限り、これを認める。
- （10）門まわりにはゲートを設けなければならない。なお、ゲートの位置は道路境界線より1.2m以上、隣地境界線より1.2m以上離すものとする。ただし、美しが丘南4丁目16番7、17番3、23番6については、隣地境界線より1.0m以上離すものとする。
- （11）美しが丘南4丁目23番1、23番6～13までの区画については、幹線道路「市道原田・三沢線（路線番号8826号、幅員20m）」に接する耳納石積は、認可公告時の形状を変更することはできないものとする。ただし、補修に伴う積み直し（耳納石とする。）はこの限りではない。
- （12）敷地内に設置された電柱、支柱および支線を道路等に移設してはならないものとする。